

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第2章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分 参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。 (3) 土木設計業務等に係る技術者</p> <p>なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。</p> <p>定 型 業 務 ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件による業務遂行への影響が小さい業務 </p> <p>非定型業務 ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 <ul style="list-style-type: none"> ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務 </p>	<p>第2章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分 参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。 (3) 土木設計業務等に係る技術者</p> <p>なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。</p> <p>定 型 業 務 ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務 </p> <p>非定型業務 ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 <ul style="list-style-type: none"> ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務 </p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考															
<p>1-3 旅費交通費</p> <p>旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1によりがたい場合や宿泊または滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を適用する。なお、1-3-1によりがたい事象の発生や宿泊または滞在が生じ、業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて1-3-2を適用する。</p> <p>1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算</p> <p>1) 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-3-2を適用する。同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">旅費交通費</th> <th style="text-align: center;">旅費交通費の上限 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %</td> <td style="text-align: center;">1,026</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %</td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %</td> <td style="text-align: center;">597</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）の費用とする。</p> <p>3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）の費用とする。</p> <p>4. 水文観測業務における、移動コースにかかる工数の算出は、1-3-2を適用する。</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限 (千円)	測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230	地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026	土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244	調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597	<p>1-3 旅費交通費</p> <p>(新設)</p> <p>1-3-1 通勤及び宿泊の区分</p> <p>(1) 通勤により業務を行う場合</p> <p>通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p>また、現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。</p>	
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限 (千円)															
測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 5 6 %	230															
地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 2 . 1 4 %	1,026															
土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 6 3 %	244															
調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 4 9 %	597															

(H30)

改 正	現 行	備 考																																																								
<p>1-3-2 旅費交通費の率を用いない積算</p> <p>(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分</p> <p>1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p>現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</p> <p>地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>(2) 旅費交通費の扱い</p> <p>1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>2) 鉄道運賃等</p> <p>2)-1 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2)-2 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>2)-3 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。</p> <p>3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)</p> <p>積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>4) 日当(普通旅費)</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>5) 日当・宿泊料</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h	損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	"	"	日	1			供用日当り損料	<p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車(ライトバン)運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。</p> <p>地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>(2) 現地に滞在して業務を行う場合</p> <p>上記(1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>2) 鉄道運賃等</p> <p>1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。</p> <p>3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)</p> <p>積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>4) 日当(普通旅費)</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>5) 日当・宿泊料</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h	損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	"	"	日	1			供用日当り損料	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h																																																				
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
"	"	日	1			供用日当り損料																																																				
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h																																																				
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
"	"	日	1			供用日当り損料																																																				

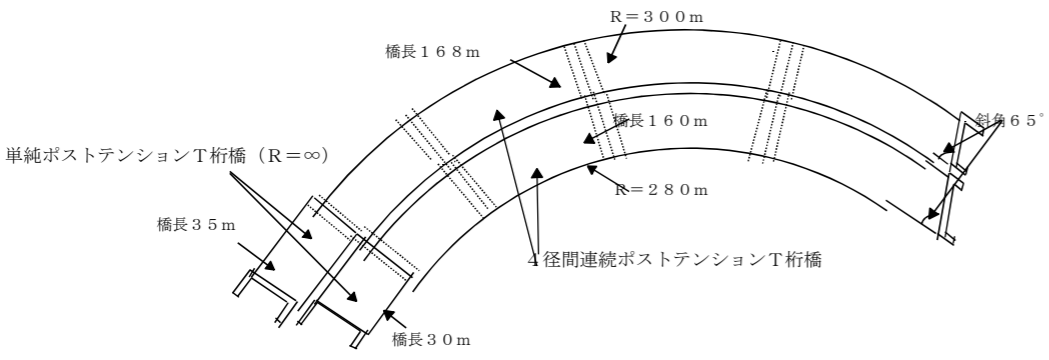
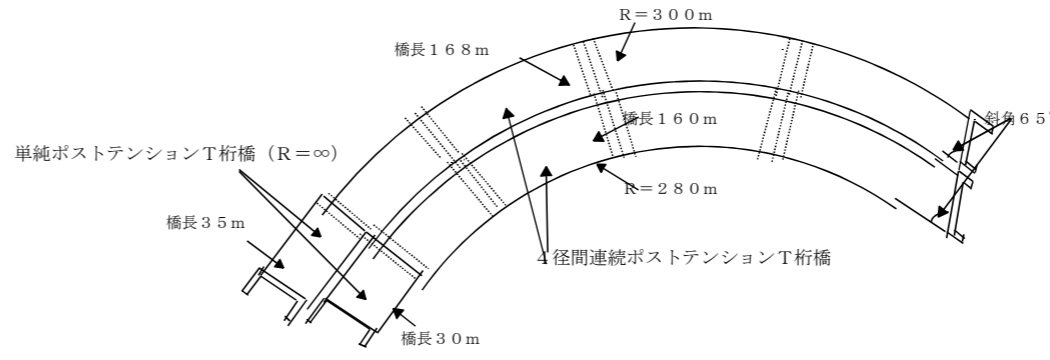
(H30)

改 正	現 行	備 考																																								
<p>(3) 旅費交通費の構成</p> <p>(4) 旅費交通費等の積算例 (滞在時)</p> <p>1) 積算条件</p> <p>2) 交通費</p> <p>3) 旅費交通費</p> <p>4) 往復旅行時間にかかる直接人件費 (参考: 平成 29 年度 設計業務委託等技術者単価)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">基準日額</td> <td style="text-align: center;">移動日数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: center;">= 33,300 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 33,300 円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: center;">= 26,900 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 26,900 円</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: center;">= 26,800 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 26,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円</td> </tr> </table> <p>(5) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</p>		基準日額	移動日数		測量技師	= 33,300 × 1	= 1	= 33,300 円	測量技師補	= 26,900 × 1	= 1	= 26,900 円	測量助手	= 26,800 × 1	= 1	= 26,800 円	往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円				<p>1-3-3 旅費交通費の構成</p> <p>1-3-4 旅費交通費等の積算例 (滞在時)</p> <p>(1) 積算条件</p> <p>(2) 交通費</p> <p>(3) 旅費交通費</p> <p>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費 (参考)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">基準日額</td> <td style="text-align: center;">移動日数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: center;">= 33,300 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 33,300 円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: center;">= 26,900 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 26,900 円</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: center;">= 26,800 × 1</td> <td style="text-align: center;">= 1</td> <td style="text-align: right;">= 26,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円</td> </tr> </table> <p>1-3-5 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</p>		基準日額	移動日数		測量技師	= 33,300 × 1	= 1	= 33,300 円	測量技師補	= 26,900 × 1	= 1	= 26,900 円	測量助手	= 26,800 × 1	= 1	= 26,800 円	往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円				
	基準日額	移動日数																																								
測量技師	= 33,300 × 1	= 1	= 33,300 円																																							
測量技師補	= 26,900 × 1	= 1	= 26,900 円																																							
測量助手	= 26,800 × 1	= 1	= 26,800 円																																							
往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円																																										
	基準日額	移動日数																																								
測量技師	= 33,300 × 1	= 1	= 33,300 円																																							
測量技師補	= 26,900 × 1	= 1	= 26,900 円																																							
測量助手	= 26,800 × 1	= 1	= 26,800 円																																							
往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 33,300 + 26,900 + 26,800 × 2 = 113,800 円																																										
<p>1-6 技術者基準日額時間外手当の算出</p> <p>(2) その他</p> <p>割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費 (機械経費、通信運搬費等、材料費等) の対象としない。但し、水文観測業務の内、流量観測業務の高水流量観測の外業作業については、割増賃金部分も経費 (精度管理費含む) の対象とする。</p>	<p>1-6 技術者基準日額時間外手当の算出</p> <p>(2) その他</p> <p>割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費 (機械経費、通信運搬費等、材料費等) の対象としない。</p>																																									

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第 2 章 測量業務標準歩掛 (参考資料)</p> <p>第 7 節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成</p> <p>7-2 測量業務標準歩掛における作業量に対する割合の計算例</p> $\begin{aligned} \text{機械経費等 (千円)} &= 3,405 \times (\text{作業量 : km}^2) + 93 \\ &= 3,405 \times 0.1 + 93 \\ &= 433.5 \text{ (千円)} \end{aligned}$ <p>※ 円単位まで有効 (1円未満切捨て) とする。</p>	<p>第 2 編 測量業務 (参考資料)</p> <p>第 7 節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成</p> <p>(新設)</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第4章 土木設計業務 (参考資料)</p> <p>第4節 橋梁設計</p> <p>4-2 橋梁詳細設計</p> <p>4-2-1 積算についての注意事項</p> <p>2. (橋梁上部工)</p> <p>(4) 上部工詳細設計の積算例 (例) 設計条件; [予備設計なし]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 4径間連続ポストテンションT桁橋 (基本構造物, 橋長168m, R=300m, 斜角65°) <li style="padding-left: 20px;">同 上 (類似構造物, 橋長160m, R=280m, 斜角65°) ◎ 単純ポストテンションT桁橋 (標準設計利用, 橋長30m) <li style="padding-left: 20px;">同 上 (標準設計利用, 橋長35m)  <p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし, 上部工橋種毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 橋長補正 3径間連続ポストテンションT桁橋の橋長補正式より, $y = 0.366 \times L + 53.34$ (%) したがって, 橋長168mの場合; $0.366 \times 168 + 53.34 = 114.828$ ≈ 114.8 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする) 橋長160mの場合; $0.366 \times 160 + 53.34 = 111.900$ ≈ 111.9 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする)</p> <p>注) 歩掛適用範囲については, 「径間毎の標準橋長」で決定し, 適用橋長(4径間の場合は, 3径間適用橋長$\times 130\%$)を超えるものについては別途計上するものとし, 橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。</p>	<p>第4章 土木設計業務 (参考資料)</p> <p>第4節 橋梁設計</p> <p>4-2 橋梁詳細設計</p> <p>4-2-1 積算についての注意事項</p> <p>2. (橋梁上部工)</p> <p>(4) 上部工詳細設計の積算例 (例) 設計条件; [予備設計なし]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 4径間連続ポストテンションT桁橋 (基本構造物, 橋長168m, R=300m, 斜角65°) <li style="padding-left: 20px;">同 上 (類似構造物, 橋長160m, R=280m, 斜角65°) ◎ 単純ポストテンションT桁橋 (標準設計利用, 橋長30m) <li style="padding-left: 20px;">同 上 (標準設計利用, 橋長35m)  <p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は基本構造物とし, 上部工橋種毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 橋長補正 3径間連続ポストテンションT桁橋の橋長補正式より, $y = 0.366 \times L + 53.34$ (%) したがって, 橋長168mの場合; $0.366 \times 168 + 53.34 = 114.828$ ≈ 114.8 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする) 橋長160mの場合; $0.366 \times 160 + 53.34 = 111.900$ ≈ 111.9 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする)</p> <p>注) 歩掛適用範囲については, 「径間毎の標準橋長」で決定し, 適用橋長(4径間の場合は, 3径間適用橋長$\times 130\%$)を超えるものについては別途計上するものとし, 橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。</p>	